平成 27 年 1 月 30 日 青少年問題協議会資料 保 健 福 祉 部 管 理 課

生活困窮者等学習支援・居場所事業について

1 基本方針

杉並区は平成27年4月より、生活困窮者自立支援法に基づき、任意事業として、生活困窮者等学習支援・居場所事業(以下「学習支援・居場所事業」という)を新たに開始することとなった。

この支援は、生活困窮者(生活保護世帯を含む)等の不登校、ひきこもりや学習困難に置かれている小中高生(以下「要支援者」という)を対象として、要支援者の家庭環境や学校生活の状況など、成育状況全般についての十分なアセスメントを行い、学力向上、他者との意思疎通能力の醸成、将来目標の発見と達成意欲の促進などを図り、もって、将来の社会的自立を促していくことを目的とするものである。

このため、要支援者の支援を既に行っている教育委員会スクールソーシャルワーカーや福祉事務所のワーカー・次世代育成支援員等又は生活困窮者相談支援員との連携により、学習支援・居場所事業へつなげ、本人に適した支援方針の確定と継続的で伴走型の支援を実施していくものとする。

以上の事業目的の達成と適切な連携支援を行っていくため、専門的知識 と経験を持つ学習支援・居場所支援体制の十分な構築を図っていくものと する。

2 支援内容

学校での勉強を中心に、自ら学ぶ習慣を身に着ける学習習慣の定着を目標として、以下の支援を行う。

(1)学習支援事業

- ①学校の授業について行きにくい子どもに対して、学校授業の補習、 自由課題への指導、その他学力向上に資する各教科指導を行うほか、 中学生に対しては高校受験対策、高校生に対しては大学受験指導を 行うものとし、特に高校中退防止のための学習指導を充実させるこ と。
- ②学習指導にあたっては、単なる教科の指導にのみ専念するのではなく、指導スタッフと子どもの信頼関係づくりをまずは優先させ、気軽に会話のやり取りができる雰囲気づくりに常に心がけ、質問等をしやすい学習環境づくりに配慮すること。
- ③学習意欲の増進に役立つ知識や心構え、本人の志望校についての必要な受験情報など、学習指導以外の情報提供も進んで行っていくこと。

(2)居場所事業

- ①不登校やひきこもりにより、他者との関係性を構築できない要支援者については、コミュニケーション能力の育成と自己肯定力の発見、成功体験や社会性向上につながる支援を下記の事例のとおり提供していくこと。
 - ・季節的行事(夏祭りイベント、クリスマス会、卒業祝い会など) の要支援者自身による企画・開催に係る指導・助言
 - ・地域でのボランティア体験の提供・引率指導
 - ・職業意識の醸成のため、「職業人と語る会(仮称)」などの開催
 - ・思春期の子どもたちが抱える悩みをテーマとした討論会、意見 交換の場などの開催・指導
 - ・広く要支援者が社会参加しやすい地域イベントへの同行支援
 - ・その他、要支援者が希望する遊び・情報交換・談笑の場の提供・助言、個別対応の提供
- ②日常生活や学校生活上の悩み相談、将来の進路相談について親身に 対応し、適切なアドバイスを行うこと。
- (3)上記(1)(2)の事業に参加しない対象者への個別支援
 - 本人・保護者の状況にあわせ、訪問・電話・メールによる個別の働き かけを行い、学習習慣の定着を支援する。

(4)保護者への支援

- ①学習の遅れがある子ども、不登校・ひきこもりの子どもたちを持つ 保護者に対し、学習習慣の定着や社会とのかかわりについて適宜、 助言・指導を行うこととする。
- ②保護者の同意が得られた不登校・ひきこもりの子どもたちの情報については学校や各支援機関、地域住民より事前に得ること。学習支援・居場所事業の支援を受けることが望ましいと思われる場合は、直接、学校や要支援者宅を訪問するアウトリーチ型の支援を行うこと。

3 支援体制

各支援スタッフの配置・資格・勤務体制・研修体制等は以下のとおりとする。 管理責任者1名、運営リーダー1名、事務スタッフ1名、学習支援1名、 社会人もしくは大学生等の有償ボランティア